

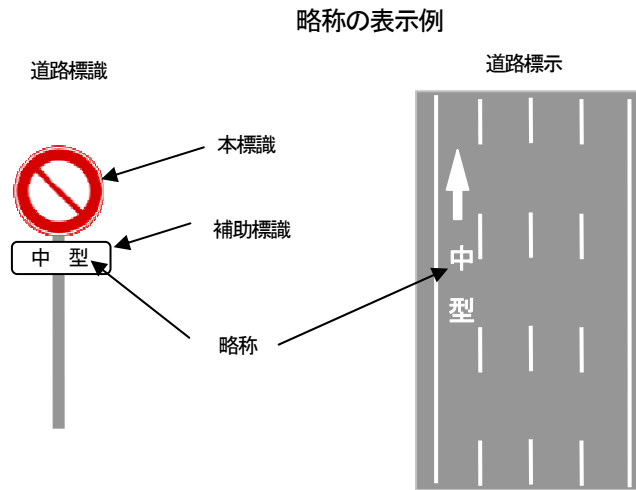
中型自動車の新設に伴う道路標識等の表示する規制対象について

平成19年6月2日（土）から道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成18年内閣府令・国土交通省令第1号。以下「改正標識令」といいます。）が施行され、新しい自動車の種類に関する道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」といいます。）の一部について、それらの意味する内容が改正されました。

1 概要

(1) 略称の新設

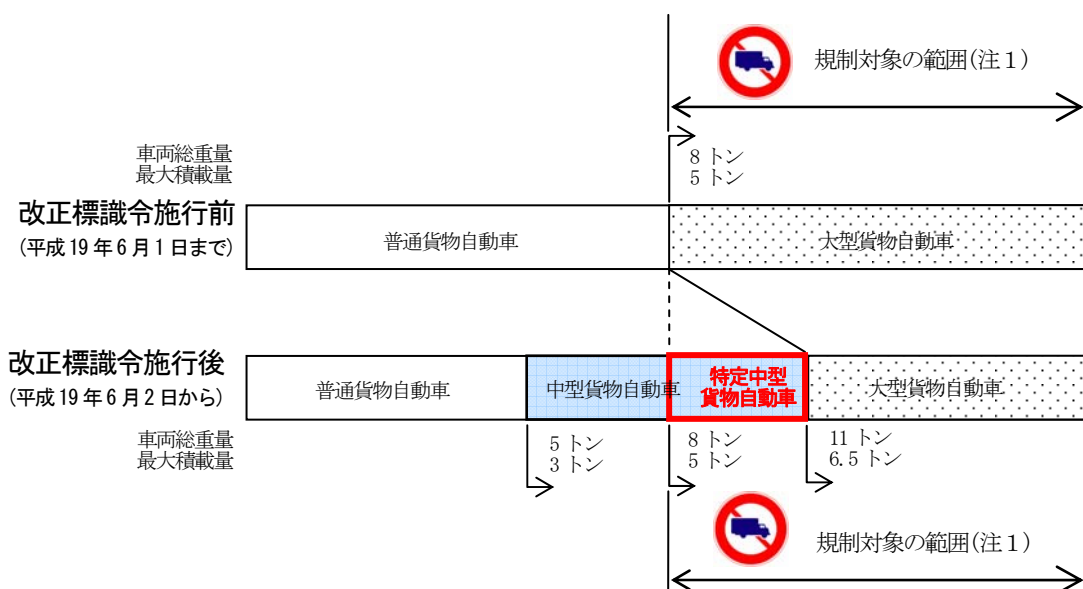
「中型」などの車両の種類略称が新設されました。



(2) 本標識の表示する意味

新しい自動車の区分に関する本標識については、その表示する規制対象の範囲が改正標識令施行の前後で変わらない措置がとられており、これまで規制対象であった車両は引き続き規制対象となり、これまで規制対象ではなかった車両は引き続き規制対象ではありません。

規制対象の範囲の例



(注1) このほかに大型特殊自動車規制対象に含まれます。

たとえば「大型貨物自動車等通行止め」標識の規制対象は、改正標識令施行前の「大型貨物自動車」と「大型特殊自動車」に対し、改正標識令施行後は「特定中型貨物自動車」が加えられることとなり、**規制の対象となる車体の大きさ等は「最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の貨物自動車」と「大型特殊自動車」のまま変更はありません。**

そのほかの道路標識等にも同様の措置がとられていますが、**略称の一部にはこの措置をとらず、規制対象が実質的に変更になっているものもありますので、それぞれの意味する規制対象を確認してください。**

2 新設された略称

補助標識等で用いる略称として、次のものが新たに設けられました。

略 称	表示する意味	車体の大きさ等
特定中型	・ 特定中型自動車	・ 最大積載量5トン以上、車両総重量8トン又は乗車定員11人以上の中型自動車
特定中貨	・ 特定中型貨物自動車	・ 最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の中型貨物自動車
特定中乗	・ 特定中型乗用自動車	・ 乗車定員11人以上又は車両総重量8トン以上の中型乗用自動車
中 型	・ 中型自動車	・ 大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、最大積載量3トン以上6.5トン未満、車両総重量5トン以上11トン未満又は乗車定員11人以上29人以下の自動車
中 貨	・ 中型貨物自動車	・ 最大積載量3トン以上6.5トン未満又は車両総重量5トン以上11トン未満の中型自動車で乗用自動車以外のもの
中 乗	・ 中型乗用自動車	・ 乗車定員11人以上29人以下又は車両総重量5トン以上11トン未満の中型自動車で専ら人を運搬する構造のもの
大 型 等	・ 大型自動車 ・ 特定中型自動車 ・ 大型特殊自動車	・ 最大積載量5トン以上、車両総重量8トン以上又は乗車定員11人以上の自動車 ・ 大型特殊自動車
大 乗	・ 大型乗用自動車	・ 乗車定員30人以上又は車両総重量11トン以上の乗用自動車

3 道路標識等の意味する内容が改正され、規制の内容が維持されるもの

次に示す道路標識等は、**改正標識令施行前後において規制対象の範囲に実質的な変更はありません**
 (改正標識令施行前に規制の対象となっていなかった自動車は改正標識令施行後も引き続き規制の対象ではなく、改正標識令施行前に規制の対象であった自動車は改正標識令施行後も引き続き規制の対象となります)。





(1) 本標識

道路標識	道路標識が表示する意味		規制対象となる 車体の大きさ等 (改正標識令施行前後共通)
	改正標識令施行前 (平成 19 年 6 月 1 日まで)	改正標識令施行後 (平成 19 年 6 月 2 日から)	
 大型貨物自動車等通行止め	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 大型特殊自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型特殊自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 5 トン以上又は車両総重量 8 トン以上の貨物自動車 大型特殊自動車 が規制対象となります
 最大積載量 3 トン以上の貨物自動車等通行止め (注 2)	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 3 トン以上の貨物自動車 大型貨物自動車 大型特殊自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 3 トン以上の貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型貨物自動車 大型特殊自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 3 トン以上又は車両総重量 8 トン以上の貨物自動車 大型特殊自動車 が規制対象となります
 大型乗用自動車等通行止め(注 3)	<ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車 特定中型乗用自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員 11 人以上又は車両総重量 8 トン以上の乗用自動車 が規制対象となります
 大型貨物自動車等及び大型乗用自動車等通行止め	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 大型乗用自動車 大型特殊自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型乗用自動車 特定中型乗用自動車 大型特殊自動車の通行を禁止します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 5 トン以上、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 11 人以上の自動車 大型特殊自動車 が規制対象となります
 大型貨物自動車等の通行区分	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 大型特殊自動車の通行区分を指定します 	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型特殊自動車の通行区分を指定します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 5 トン以上又は車両総重量 8 トン以上の貨物自動車 大型特殊自動車 が規制対象となります

(注 2) このほかに、「積 2 t」や「積 3.5 t」などの表示があり、その場合は標示板に示された最大積載量以上の普通貨物自動車及び中型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型貨物自動車並びに大型特殊自動車が規制の対象となります。

(注 3) 道路標識の名称が「大型乗用自動車通行止め」から「大型乗用自動車等通行止め」に変更になります。

(2) 補助標識

道路標識	道路標識が表示する意味		規制の対象となる 車体の大きさ等 (改正標識令施行前後共通)
	改正標識令施行前 (平成 19 年 6 月 1 日まで)	改正標識令施行後 (平成 19 年 6 月 2 日から)	
	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 大型特殊自動車であることを示します 	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型特殊自動車であることを示します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 5 トン以上又は車両総重量 8 トン以上の貨物自動車 大型特殊自動車 <p>が規制の対象となります</p>
 (注 4)	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 3 トン以上の貨物自動車 大型貨物自動車 大型特殊自動車であることを示します 	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 3 トン以上の貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型貨物自動車 大型特殊自動車であることを示します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 3 トン以上又は車両総重量 8 トン以上の貨物自動車 大型特殊自動車 <p>が規制の対象となります</p>
	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車 <p>であることを示します</p>	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車 特定中型乗用自動車 <p>であることを示します</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員 11 人以上又は車両総重量 8 トン以上の乗用自動車 <p>が規制の対象となります</p>
	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 大型乗用自動車 大型特殊自動車であることを示します 	<p>本標識の規制対象が</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型乗用自動車 特定中型乗用自動車 大型特殊自動車であることを示します 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量 5 トン以上、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 11 人以上の自動車 大型特殊自動車 <p>が規制の対象となります</p>

(注 4) このほかに、「積 2 t」や「積 3.5 t」などの表示があり、その場合は本標識の規制対象が標示板に示された最大積載量以上の普通貨物自動車及び中型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型貨物自動車並びに大型特殊自動車であることを意味します。

(3) 略称

略 称	表示する意味		車体の大きさ等 (改正標識令施行前後共通)
	改正標識令施行前 (平成19年6月1日まで)	改正標識令施行後 (平成19年6月2日から)	
大貨等	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 大型特殊自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車 大型特殊自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の貨物自動車 大型特殊自動車
バス	<ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車 特定中型乗用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員11人以上又は車両総重量8トン以上の乗用自動車
マイクロ	<ul style="list-style-type: none"> 大型バス(乗車定員30人以上の乗用自動車)以外の大型自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 大型バス以外の大型自動車 特定中型乗用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員11人以上29人以下の乗用自動車 乗車定員11人以下で車両総重量8トン以上の乗用自動車
貨物	<ul style="list-style-type: none"> 普通貨物自動車 大型貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通貨物自動車 中型貨物自動車 大型貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 貨物自動車






4 対象が縮小されるもの

次の略称については表示する意味が改正されないため、表示する意味の範囲が縮小されます。








略 称	表示する意味 (改正標識令施行前後共通)	車体の大きさ等	
		改正標識令施行前 (平成19年6月1日まで)	改正標識令施行後 (平成19年6月2日から)
大型	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量5トン以上、車両総重量8トン以上又は乗車定員11人以上の自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量6.5トン以上、車両総重量11トン以上又は乗車定員30人以上の自動車
大貨	<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載量6.5トン以上又は車両総重量11トン以上の貨物自動車
普通	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満かつ乗車定員10人以下の自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満かつ乗車定員10人以下の自動車
普貨	<ul style="list-style-type: none"> 普通貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満の貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 車両総重量5トン未満かつ最大積載量3トン未満の貨物自動車
普乗	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 車両総重量8トン未満かつ乗車定員10人以下の自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 車両総重量5トン未満かつ乗車定員10人以下の乗用自動車

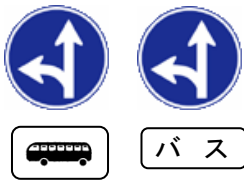

5 主な道路標識と規制対象となる自動車の例



主な道路標識とその規制対象となる自動車の例は次のとおりです。

道路標識			 	 
平成19年6月2日からの自動車の区分				
乗用自動車	普通乗用自動車	通行できます	通行できます	通行できます
	中型乗用自動車			
	特定中型乗用自動車以外の中型乗用自動車 (乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の 中型乗用自動車)			
	特定中型乗用自動車			
大型乗用自動車				
貨物自動車	普通貨物自動車	(下記参照)	(下記参照)	(下記参照)
	最大積載量2トン未満の普通貨物自動車 ----- 最大積載量2トン以上の普通貨物自動車			
	中型貨物自動車	通行できます	通行できます	通行できます
	最大積載量2トン未満で車両総重量8トン未満 の中型貨物自動車			
	最大積載量2トン以上3トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車			
	最大積載量3トン以上5トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車			
特定中型貨物自動車	通行できません	通行できません	通行できません	
大型貨物自動車	通行できません	通行できません	通行できません	
大型特殊自動車				

道路標識												
平成19年6月2日からの 自動車の区分												
乗 用 自 動 車	普通乗用自動車	通行できます	通行できます									
	中型乗用自動車	(下記参照)	(下記参照)									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> 特定中型乗用自動車以外の中型乗用自動車 (乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の 中型乗用自動車) </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">通行できます</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">通行できます</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 特定中型乗用自動車 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; color: red;">通行できません</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; color: red;">通行できません</td> </tr> </table>	特定中型乗用自動車以外の中型乗用自動車 (乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の 中型乗用自動車)	通行できます	通行できます	特定中型乗用自動車	通行できません	通行できません					
	特定中型乗用自動車以外の中型乗用自動車 (乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の 中型乗用自動車)	通行できます	通行できます									
特定中型乗用自動車	通行できません	通行できません										
大型乗用自動車	通行できません	通行できません										
貨 物 自 動 車	普通貨物自動車	通行できます	通行できます									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> 最大積載量2トン未満の普通貨物自動車 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 最大積載量2トン以上の普通貨物自動車 </td> <td style="text-align: center;">(下記参照)</td> </tr> </table>		最大積載量2トン未満の普通貨物自動車		最大積載量2トン以上の普通貨物自動車	(下記参照)						
	最大積載量2トン未満の普通貨物自動車											
	最大積載量2トン以上の普通貨物自動車		(下記参照)									
	中型貨物自動車			通行できます								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> 最大積載量2トン未満で車両総重量8トン未満 の中型貨物自動車 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 最大積載量2トン以上3トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 最大積載量3トン以上5トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 特定中型貨物自動車 </td> <td></td> </tr> </table>		最大積載量2トン未満で車両総重量8トン未満 の中型貨物自動車		最大積載量2トン以上3トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車		最大積載量3トン以上5トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車		特定中型貨物自動車			
	最大積載量2トン未満で車両総重量8トン未満 の中型貨物自動車											
最大積載量2トン以上3トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車												
最大積載量3トン以上5トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車												
特定中型貨物自動車												
大型貨物自動車		通行できません										
大型特殊自動車												

道路標識		  	 	 
平成 19 年 6 月 2 日からの 自動車の区分				
乗 用 自 動 車	普通乗用自動車	規制の対象外です	規制の対象外です	規制の対象外です
	中型乗用自動車			
	特定中型乗用自動車以外の中型乗用自動車 (乗車定員 10 人以下で車両総重量 8 トン未満の 中型乗用自動車)			
	特定中型乗用自動車			
	大型乗用自動車			
貨 物 自 動 車	普通貨物自動車	(下記参照)	(下記参照)	(下記参照)
	最大積載量 2 トン未満の普通貨物自動車			
	最大積載量 2 トン以上の普通貨物自動車			矢印の示す方向以外 の方向へ進行するこ とはできません
	中型貨物自動車	(下記参照)	(下記参照)	(下記参照)
	最大積載量 2 トン未満で車両総重量 8 トン未満 の中型貨物自動車	規制の対象外です	規制の対象外です	規制の対象外です
	最大積載量 2 トン以上 3 トン未満で車両総重量 8 トン未満の中型貨物自動車			
	最大積載量 3 トン以上 5 トン未満で車両総重量 8 トン未満の中型貨物自動車			
特定中型貨物自動車		矢印の示す方向以外 の方向へ進行するこ とはできません	矢印の示す方向以外 の方向へ進行するこ とはできません	
	大型貨物自動車	矢印の示す方向以外 の方向へ進行するこ とはできません	矢印の示す方向以外 の方向へ進行するこ とはできません	矢印の示す方向以外 の方向へ進行するこ とはできません
	大型特殊自動車			

道路標識		平成19年6月2日からの 自動車の区分	
		 バス	 大型等
乗 用 自 動 車	普通乗用自動車	規制の対象外です	規制の対象外です
	中型乗用自動車	(下記参照)	(下記参照)
	特定中型乗用自動車以外の中型乗用自動車 (乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の 中型乗用自動車)	規制の対象外です	規制の対象外です
	特定中型乗用自動車 大型乗用自動車	矢印の示す方向以外の方向へ 進行することはできません	矢印の示す方向以外の方向へ 進行することはできません
貨 物 自 動 車	普通貨物自動車	規制の対象外です	規制の対象外です
	最大積載量2トン未満の普通貨物自動車 最大積載量2トン以上の普通貨物自動車		(下記参照)
	中型貨物自動車		規制の対象外です
	最大積載量2トン未満で車両総重量8トン未満 の中型貨物自動車 最大積載量2トン以上3トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車 最大積載量3トン以上5トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車 特定中型貨物自動車		規制の対象外です
	大型貨物自動車		矢印の示す方向以外の方向へ 進行することはできません
	大型特殊自動車		矢印の示す方向以外の方向へ 進行することはできません

道路標識			
平成19年6月2日からの 自動車の区分			
乗 用 自 動 車	普通乗用自動車	規制の対象外です	規制の対象外です
	中型乗用自動車		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定中型乗用自動車以外の中型乗用自動車 (乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の 中型乗用自動車) </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定中型乗用自動車 </div>		
	大型乗用自動車		
貨 物 自 動 車	普通貨物自動車	(下記参照)	(下記参照)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 最大積載量2トン未満の普通貨物自動車 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 最大積載量2トン以上の普通貨物自動車 </div>		
	中型貨物自動車	(下記参照)	(下記参照)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 最大積載量2トン未満で車両総重量8トン未満 の中型貨物自動車 </div>	規制の対象外です	規制の対象外です
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 最大積載量2トン以上3トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 最大積載量3トン以上5トン未満で車両総重量8 トン未満の中型貨物自動車 </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特定中型貨物自動車 </div>	<div style="color: red;">道路標識の示す通行区分を 通行しなければなりません</div>	<div style="color: red;">道路標識の示す通行区分を 通行しなければなりません</div>	
大型貨物自動車			
	大型特殊自動車		規制の対象外です